

EC—バイテク産品（GMO）事件 WTO パネル報告の内容と意義

藤岡 典夫

1. はじめに

遺伝子組換え作物（GM作物）の栽培は、1996年の商業化以来この10年間に急速に拡大してきており、今日、世界21か国で大豆、トウモロコシ、綿花及びナタネを中心に900万haが栽培されている。主要生産国は、米国、アルゼンチン、ブラジル、カナダなどで、なかでも米国は、世界中のGM作物作付面積の55%を占めている⁽¹⁾。

こうした遺伝子組換え体（GMO）に積極的な立場をとる国がある一方で、EUのように域内・国内の世論等を反映して慎重な立場をとる地域・諸国も多く、GMOに係る政策・制度の内容は、それぞれの地域・国毎に非常に異なった様相を呈している⁽²⁾。こうした制度の相違の結果、米国等GMO輸出国とEUとの間での貿易摩擦が発生し、米国、カナダ及びアルゼンチンは2003年5月に世界貿易機関（WTO）に対して紛争解決手続の申立（いわゆるWTO提訴）を行った。WTOのパネルは、3年余りを経過した2006年9月29日に最終報告書を発表した。

本紛争は、近年WTOにおいて環境保護又は食品安全関連措置が争点となるケースが注目を集める中で、環境保護と食品安全両面を有する措置が争われたという特徴を有しており、また重要な法的論点についての判断及び政策上の影響も含め、大いに注目されるものである。

本稿は、本パネル報告の内容を整理し紹介するとともに、そのWTO法上及び政策上の意義について分析する。

2. 事実関係

(1) ECの承認手続の概要

EC⁽³⁾は、GMOの開発・利用について、1990年代初頭から規制の枠組みを設定してきた。最初に、本紛争において重要な地位を占める基本法令について、以下で概観する⁽⁴⁾。

1) 旧環境放出指令及び新環境放出指令

GMO規制の最初の基本的枠組みを設定したのが、1990年に公布された「GMOの環境への意図的放出に関する指令90/220/EEC」（以下「旧環境放出指令」）である。この指令は、